

大会で使用する曲の著作権許諾申請及び録音利用料について（重要）

- ・大会参加における著作権は著作権法に基づきこれを遵守して下さい。
- ・プロップ等に人物画、キャラクター等をデジタルコピーまたは模写して使う場合は肖像権等の使用許諾が必要です。
- ・録音する場合の使用曲に関する著作権について以下の基準を設けましたので、各団体において責任ある対応をお願い致します。なお、この基準は録音して曲を使用する団体全てに適応されますのでご注意ください。
また、利用許諾を証明する書類（コピー可）の提出をして頂きますようお願い致します。

○販売されている音源（CD）をそのまま使用される場合（原盤使用）は出版社より直接使用許諾を取って下さい。（承諾書が発行されず、電話等にて口頭で許諾を頂けた場合は、担当者や出版社、許諾の日付を記入した承諾書を自作して下さい。）

○音源（CD）をCDR等に録音して使用される場合の手続きは、以下の通り。

1. 日本レコード協会にて、使用する音源の申請を各団体にて行って下さい。
（日本レコード協会ホームページより、バトントワーリング・マーチングバンド等協議会でのレコード使用についてを参照）
2. 日本レコード協会が管轄していない楽曲（出版社）もあります。その際は、出版元へ直接、使用許諾申請を行って下さい。

<手続きの流れ>

- ① 原盤使用の場合は出版社へ、録音して使用する場合は日本レコード協会へ申請（日本レコード協会が管轄していない曲は出版社へ）
↓
- ② 許諾がおりた場合、承諾書が発行されます。
↓
- ③ 申込ファイル内の演奏利用明細書を参加申込書と一緒に九州協会へ提出
（※CDR等に録音して使用する場合は、録音利用明細書も一緒に提出）
↓
- ※上記①②③までを参加団体にて行って頂く。
↓
- ④ 各団体より回収した「演奏利用明細書・録音利用明細書」を著作権協会に提出。
（大会事務局にて）
↓
- ⑤ 著作権協会より大会事務局へ録音許諾、大会楽曲使用許諾の報告。

※上記の申請には日数を要しますので、迅速な対応をお願いします。

○日本レコード協会

バトントワーリング・マーチングバンド等競技会、NHK杯放送コンテストでの

レコード使用について http://www.riaj.or.jp/all_info/rec_license/